

農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金

(食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業)

1 対象品目・分野

○その他（6次産業化、食品加工、流通）

2 事業概要

食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者等が、政府機関が定める輸入条件（輸出先国の政府機関が当該輸出先国に輸入される農林水産物又は食品について定める食品衛生、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての条件をいう。以下同じ。）への対応（輸出促進法の第17条に基づく適合施設の認定への対応を含む。）並びにISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機JAS及びハラール・コーシャ等の認証取得への対応に必要な施設や機器の整備及び施設や機器の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に要する経費を支援します。

3 利用対象者

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり、次のいずれかに該当する者（法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む。）

- (1) 法人
- (2) 地方公共団体 ほか

4 支援内容

(1) 補助要件：

- GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること
- 全体事業費が1千万円を超える場合にあっては、金融機関その他適当と認められる者から交付対象事業の全体事業費の10%以上の貸付を受けて事業を実施すること
- 事業実施主体において、HACCPチーム（HACCP研修受講者を必ず含むこと。）が編成されていること
- 輸出先となるターゲット国が決定しており、当該ターゲット国に対して輸出しようとする品目について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること
- これまでに本事業又は類似事業を実施した者にあっては、実施した事業において設定した成果目標を達成済であること
- その他、ハード事業に係る一般的な基準を満たすこと
- 輸出事業計画を作成し、農林水産大臣に提出し、その認定を受ける又は認定を確実に受ける見込みであると認められること ほか

(2) 対象経費：

①施設等整備事業

輸入条件への対応、輸出向けHACCP等の認定・認証取得に向けた対応及び輸出先国のニーズへの対応に必要な施設等の整備（施設の新設、増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備に係る経費

②効果促進事業

輸出向けHACCP等の認定・認証取得に係る費用、検疫や添加物等の規制への対応や輸出向けHACCP等導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、上記①施設等整備事業と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に係る経費

- (3) 補助率：1/2以内
- (4) 補助上下限額：250万円～5億円

5 募集期間

- (1) 募集期間：未定ですが、ご相談は随時受け付けます。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：農林水産部県産米・農産物ブランド推進課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部県産米・農産物ブランド推進課
- (2) 担当（係）名：輸出推進・Web販売支援担当
- (3) 電話番号：023-630-3069

農産物等輸出促進事業費補助金

1 対象品目・分野 ○その他（流通）

2 事業概要

県産農産物等の輸出拡大に向けて事業者自らが実施する戦略的な取組みに対し、経費の一部を補助する支援を行います。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合（山形県内に主たる事務所を有する者に限る。）

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 3箇年における戦略的な輸出促進を図るための「農産物等輸出促進事業戦略」を作成すること。
- 6つの事業メニュー（「活動計画策定」「海外輸出環境調査」「バイヤー招へい及び産地PR」「ブランドPR」「物流技術の実証及び輸出専用商品の試作・実証」「海外販売促進活動」）のうち、4つ以上を実施すること。

(2) 対象経費：県産農産物等の輸出拡大の取組みに必要な経費

- 活動計画策定
打合せ旅費、通訳費など
- 海外輸出環境調査
試供品費、試供品輸送費、調査旅費、委託料、使用料、通信運搬費など
- バイヤー招へい及び産地PR
バイヤー招へいに係る謝金及び旅費、試供品費、試供品輸送費、通訳費など
- ブランドPR
印刷製本費、翻訳費など
- 物流技術の実証及び輸出専用商品の試作・実証
調査旅費、消耗品及び材料購入費、輸送費など
- 海外販売促進活動
参加旅費、会場設営費、委託料、広告・宣伝料、試供品費、輸送費、保管料、現地販売員等人件費、通訳費、通信運搬費、現地経費など

(3) 補助率：

事業戦略の1年度目：1/2以内、2年度目：1/3以内、3年度目：1/4以内
（補助対象経費200万円以下）

(4) 補助上限額：1年度目：100万円、2年度目：66万6千円、3年度目：50万円

(5) その他（補助を受けられる期間について）：

同一品目で補助を受けられる期間は最長3年間

※交付実績のある事業者は、以前と異なる輸出品目に係る取組みについて再申請が可能であるが、予算を上回る申請があった場合、交付実績のない事業者を優先的に採択

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和5年4月中旬から5月下旬まで
- (2) 申請書類（様式）の入手先：山形県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：農林水産部県産米・農産物ブランド推進課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部県産米・農産物ブランド推進課
- (2) 担当（係）名：輸出推進・Web販売支援担当
- (3) 電話番号：023-630-3069

グローバル産地形成支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○その他（流通）

2 事業概要

産地がグローバル産地（海外の規制やニーズに対応した輸出対応型の産地をいう。）の形成を進めるに当たり、海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の求める農薬規制・衛生管理等に対応した生産・管理体制を構築するための輸出事業計画の策定、当該計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善等の支援を行います。

3 利用対象者

- 農林漁業者又は食品等製造事業者のいずれかが含まれる3者以上の連携体であり、主体的に協働するための具体的な役割や組織体制等を備えていることが、連携する者との間の契約等において確認できる者
- 農林漁業関連事業に常時従事する者を3名以上雇用し、又は農林漁業関連事業に常時従事する者を新たに3名以上雇用する計画を有する農林漁業者
- 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体（これらにあっては任意団体を除く。）、都道府県、市町村、独立行政法人日本貿易振興機構
- 上記のほか、法人又は組合であって、本事業の事業実施者として、適当と認められるもの
- 以下に規定する要件を全て備えた協議会
 - ・ 代表者の定めがあること。
 - ・ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - ・ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

4 支援内容

(1) 補助要件：

- G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること。
- 事業実施者は、早期の輸出の実現に向け、輸出産地サポーターやコンサルタント、輸出商社などの輸出に知見を有する者と連携した実施体制を構築していること。
- 事業実施計画に事業実施者又は参画事業者（事業実施者とともに本事業に参画する農林漁業者又は食品事業者をいう。）の所得向上効果を記載し、その検証に応じることができる者であること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による計画遂行が困難になった場合の代替策が記載された事業実施計画となっていること。

(2) 対象経費：

- 輸出事業計画策定支援
 - ・ 輸出事業計画の策定に必要な調査を実施し、策定する取組等
- 生産・加工等の体制構築支援
輸出産地形成の実現に必要な以下の取組等
 - ・ 人材の育成
 - ・ 農薬規制、動植物検疫、G A P の取組み
 - ・ H A C C P 等の導入、F S M A（米国における食品安全強化法）への対応のための調査
 - ・ ほ場の改良

- ・生産・加工現場の規制に対する調査等を行う取組み
- 輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援
 - 検証・改善を実施し、P D C Aサイクルを回す以下の取組み等
 - ・海外バイヤー等の招へいによるほ場や生産・加工現場の確認
 - ・テスト輸送・テスト販売等
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：550万円

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和5年度の募集は締め切りましたが、ご相談は随時受け付けます。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：山形県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：農林水産部県産米・農産物ブランド推進課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部県産米・農産物ブランド推進課
- (2) 担当（係）名：輸出推進・Web販売支援担当
- (3) 電話番号：023-630-3069

G A P 認 証 取 得 支 援 事 業 費 補 助 金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

環境負荷低減に取り組む団体が国際水準GAP（GLOBALG. A. P.、ASIA GAP、JGAP）の認証取得を目指す取組みに対し、審査費用等への支援を行います。

3 利用対象者

農業法人（一戸一法人は除く）、農業者が組織する団体、農業協同組合
※経営を別にする複数の農場が同一の方針・目的の下に集まり、代表者及び
団体事務局を有する組織が対象となります。

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 国際水準GAP（GLOBALG. A. P.、ASIA GAP、JGAP）の団体認証を取得すること
- 環境負荷低減に配慮した取組みを行うこと
 <取組例> ・ I P M（総合的病害虫・雑草管理）に基づいた農薬使用量の削減
 ・ 適正な施肥設計による化学肥料の使用量の低減
 ・ 水田からのメタンの発生量を削減するための中干し期間の延長 等

(2) 対象経費：認証審査に要する費用

(3) 補助率：定額

(4) 補助上限額：①審査費用 取得する認証の種類ごとに以下のとおり
 GLOBALG. A. P. 29万5千円×（団体の構成員数の平方根+2）
 ASIA GAP 15万円×（団体の構成員数の平方根+2）
 JGAP 13万円×（団体の構成員数の平方根+2）
 ②審査員旅費 実費の1/2

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、お問い合わせください
- (2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課
- (3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当（係）名：農産物安全担当
- (3) 電話番号：023-630-2408